

様式第1号（第4条関係）

みよし市本人通知制度登録申込書（新規・更新）

年 月 日

みよし市長 様

届出人	住 所	〒
	氏 名	(署名)
	連絡先	
届出人の区分		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人

みよし市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録の申込みをします。

申込者の氏名 (通知を希望する者)	フリガナ
生年月日	年 月 日
住 所 (住民登録地)	〒
連 絡 先	()
本 制 度 対象住所	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし みよし市
本 制 度 対象本籍	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし みよし市 筆頭者

〈注意〉

申込みの際は、次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが申込者本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（委任状）

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	住基入力	戸籍入力	名簿	本人等の確認書類		備 考
				<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以 外の代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(裏)

みよし市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、みよし市にこの申込書により登録された方（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等(注1)を第三者(注2)に交付した場合に、その事実について通知するものです。
- 2 第三者に対し登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人にみよし市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 通知書には、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した第三者の種別
- 4 第三者に住民票の写し等を交付した内容については、みよし市個人情報保護条例の規定の範囲内において、同条例の規定に基づき、本人が開示請求をすることができます。
- 5 登録を受けようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。
- 6 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日（その日が市の休日に当たる場合はその翌日）となります。
- 7 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録を受けようとする方が疾病その他やむを得ない理由により直接、申込みをすることができないとき
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき
- 8 この申込みによる登録期間は、登録した日から3年です。引き続き登録を受けようとする方は、登録期間満了日の1月前から登録を更新することができます。
- 9 登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。(※)なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。

注1：「住民票の写し等」とは、住民票の写し、除住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄(抄)本、除籍謄(抄)本、戸籍の附票の写し、戸籍の除附票の写し、戸籍記載事項証明書をいいます。

注2：「第三者」とは、本人等の代理人及び本人等以外の方(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

(※) 登録内容に変更が生じ、届出が無い場合は「みよし市住民票の写し等交付通知書」は送付しません。